

青森県報

第三千九百八十五号

平成二十七年
四月二十日
(月曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(同) ……一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

公共測量の終了……………(監理課) ……三

建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……四

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四

換地処分……………(農村整備課) ……四

出先機関……………(三八地域) ……四

土地改良事業の工事の完了……………(同上) ……四

土地改良区の役員の内任……………(同上) ……五

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保安課) ……五
警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……六
労働委員会……………(同) ……六

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……八

告

示

青森県告示第百八十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アイセイ薬局白銀店	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	平成二七・一・三
有限会社大洋堂薬局	八戸市吹上三丁目七の二三	二七・二・六
野木和薬局	青森市大字羽白字沢田四四の二	二七・三・二〇

青森県告示第百八十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	氏名	氏名
伊藤 智子	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	消化器内科
主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科目	担当する	指定辞退年月日
			平成 二〇一

青森県告示第二百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	名称又は氏名	名称又は氏名	名称又は氏名
株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会
住所	住所	住所	住所	住所
弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一
居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日
平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一

株式会社 ゴールド	弘前市大字取上二丁目一四の一	訪問看護	ヘルパー ショーンリ	弘前市大字取上二丁目一四の一	平成 二〇一	"
-----------	----------------	------	------------	----------------	--------	---

青森県告示第二百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	名称	名称
株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会	株式会社 弘前市社会福祉協議会
住所	住所	住所	住所	住所
弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一	弘前市大字宮園二丁目八の一
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日	廃止の年月日
平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一	平成 二〇一

青森県告示第二百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつ

たので、同法第百十五条の十一第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ドール	社会福祉 法人弘前 市社会福 祉協議会	有限会 社どん ぐり	町田商 会	氏名 氏名 氏名	指定 介護 予防 サー ビス 業 者
弘前市 大字取 上二 丁目一 四の	弘前市 大字宮 園二 丁目八 の一	和田市 稲生 町一 三の七	弘前市 大字境 関字 西田二 八の一	主たる 事務所 の住所 所在地 又は住所	
介護 訪問 予	介護 訪問 予	介護 訪問 予	介護 訪問 予	種類 の	介護 予防 サー ビス 業 所
ヘル パー シ ョ ン リ ン ゴ	社会福 祉法人 弘前市 社会福 祉協議 会	訪問 看護 シ ョ ン ド ン ぐ り 村	サ カ 工 調 剤 薬 局 三 条	名 称	
弘前市 大字取 上二 丁目一 四の	弘前市 大字富 野町一 の七九	和田市 稲生 町一 三の七	八戸市 大字池 尻鴨一 六の一	所 在 地	
三 七 ・ 三 五	三 七 ・ 二 六 ・ 三 三	三 七 ・ 一 七 ・ 三 六	平 成 二 六 ・ 七 ・ 三 〇	届 出 の 年 月 日	
"	三 七 ・ 三 三	三 七 ・ 二 六	平 成 二 六 ・ 六 ・ 二	廃 止 の 年 月 日	

青森県告示第百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉 法人弘前 市社会福 祉協議会	特定非 営利 活動法 人あ ゆみの 会	社会福祉 法人常 光会	社会福祉 法人常 光会	名 称	指定 障害 児通 所支 援事 業者
むつ市 大字奥 内一 字大 室平 九の	三戸郡 階上 町蒼 前西 六丁 目九 の一 二八 五	三沢市 六川 目六 丁目 二八 の六	三沢市 六川 目六 丁目 二八 の六	主たる 事務所 の所在地	
放課 後等 サー ビス	放課 後等 サー ビス	放課 後等 サー ビス	児童 発達 支援	種 類	障害 児通 所支 援の
放課 後等 サー ビス プ ラ ザ 	放課 後等 サー ビス プ ラ ザ	堀口 ひば り ス ク ー ン タ ー	堀口 ひば り ス ク ー ン タ ー	名 称	障害 児通 所支 援事 業を 行 う
むつ市 大字 田名 部字 赤川 の内 並三 七三 の三	三戸郡 階上 町蒼 前西 六丁 目九 の二 六〇 五	三沢市 大字 三沢 堀口 一六 四の 二九 一	三沢市 大字 三沢 堀口 一六 四の 二九 一	所 在 地	
"	"	"	平 成 二 七 ・ 四 ・ 一	指 定 の 年 月 日	

青森県告示第百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

二 測量の種類

三 測量の期間

公共測量（4級基準点測量）

平成二十六年十月二十一日から平成二十七年二月二十日まで

四 測量の地域

八戸市大字市川町の一部の地域

青森県告示第二百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	株式会社グッド・アイズ建築検査機	東京都新宿区百人町一丁目一六の五	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	平成二十七年四月一日
変更後			一 東京都新宿区百人町一丁目一六の五 二 福島県郡山市喜久田町一丁目一六の五 三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 二九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 三九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 四九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 五九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 六九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 七九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 八九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九一 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九二 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九三 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九四 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九五 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九六 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九七 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九八 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 九九 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五 一〇〇 宮城県仙台市青葉区中央一丁目一六の五	

青森県告示第二百九十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

根 城 支 店 八戸市根城六丁目

を

根 城 支 店 八戸市根城三丁目

に改める。

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、大別内金浜地区の県営土地改良事業に係る金浜工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤 畑	特定農業用管水路等特別対策事業	平成二七・二六
七 崎	ため池等整備事業	二七・三三
階 上	中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備） （農道整備）	二七・三〇

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年四月二十日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	北向 憲雄	上北郡おいらせ町秋堂五八の一	平成二七・三三

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 講習の区分
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
平成二十七年六月一日（月）から同月八日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員
二十人（予定）
- 五 受講対象者
受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
 - 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年

以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年五月七日(木)から同月十三日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課
電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十五号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等)に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十七年六月四日(木)から同月八日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年五月八日(金)から同月十三日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
大澤 一貫	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員（公益委員） 元弘前大学人文学部教授
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部執行委員長
鈴木パティ	青森県労働委員会委員（労働者委員） UAゼンセンイオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長
小野 武司	青森県労働委員会委員（労働者委員） 三八五労働組合中央執行委員長

谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
内村 隆志	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
北村真夕美	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員（使用者委員） 弘前航空電子株式会社取締役
小笠原 裕	青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
関 光弘	青森県労働委員会事務局長
北沢 和司	青森県労働委員会事務局次長
鈴木 孝志	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭